第25回標茶町農業委員会総会会議録

 開催年月日
 令和
 4年
 6月27日(月曜日)

 開催場所
 標 茶 町 役 場 議 場

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 会務報告

第	4	報告第 52号	農用地譲渡申出に係るあっせん結果について	3件
第	5	議案第140号	現況証明願について	3件
第	6	議案第141号	農業振興地域整備計画の変更について	3件
第	7	議案第142号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
第	8	議案第143号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
第	9	議案第144号	農用地の買入協議に係る要請について	3件
第 1	0	議案第145号	農用地利用集積計画の作成の要請について	8件

○出席委員(14名)

1番 佐藤 松喜 君	2番 舟山 珠代 君	3番 髙橋 政寿 君
4番 笛木 眞一 君	5番 嶋中 勝君	6番 津野 斉 君
7番 佐瀨日出夫 君	8番 熊谷 英二 君	9番 澁谷 洋 君
10番 渡邊 裕義 君	12番 甲斐やす子 君	14番 小野寺典男 君
15番 森田 享子 君	16番 佐藤 徳市 君	

○議事参与の制限を受けた委員(2名)

●番 ●●●● 君 ●番 ●●●● 君

○欠席委員(2名)

11番 高松 俊男 君 13番 平山 正志 君

○その他出席者

 事務局長
 村山
 尚
 君
 振興係長
 和田千春
 君

 農地係長
 小幡
 裕也
 君
 主
 任
 大河原
 広
 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第25回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、 本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

8番・熊谷君 9番・澁谷君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。 第25回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。 会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第52号

〇会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第52号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、 内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっており ますので、除斥を求めます。

(●●●●退席)

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。 報告第52号について説明させていただきます。 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。 別紙のとおり3件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員

報告年月日 令和4年4月13日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該案件については、あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在 字虹別原野27-1

現況地目 畑

面積 48,889㎡他18筆、合計面積は505,070㎡。

価格 32,935,000円。

一時貸付予定者 ●●●●さん。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤 德市君) 4番·笛木君。
- ○4番(笛木 眞一君) 4番·笛木。

報告第52号番号1について報告致します。

令和3年12月14日に、あっせん委員の指名があり、令和3年12月16日に佐藤松喜委員、 熊谷委員、平山委員と私。事務局より小幡係長、大河原主任で、現地調査を行い、価格の決定を致 しました。令和4年4月13日に上虹別コミュニティハウスにおいて、第2回あっせん委員会を開 催し、譲受者を、●●●●さんに決定致しましたが、譲受人より農地保有合理化事業実施の要望が ありましたので、公益法人北海道農業公社において買受けをするということになりました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤 徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

(●●●●君復席)

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 笛木委員、渡邊委員

報告年月日 令和4年4月27日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該案件については、あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在 字西標茶151-1

現況地目 畑

面積 52,498㎡他15筆、合計面積は462,007㎡。

価格 13,822,000円。

一時貸付予定者 ●●●●さん。

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤 徳市君) 5番・嶋中君。
- ○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

報告第52号番号2について報告致します。

令和4年4月26日に、あっせん委員の指名があり、令和4年4月27日に笛木委員、渡邊委員と私。事務局より大河原主任で、現地調査を行い、価格の決定を致しました。令和4年5月10日に磯分内酪農センターにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を、●●●さんに決定致しましたが、譲受人より農地保有合理化事業実施の要望がありましたので、公益法人北海道農業公社において買受けをするということになりました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤 徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。 農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号3

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 渡邊委員

あっせん委員 笛木委員、嶋中委員

報告年月日 令和4年5月10日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該案件については、あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在 字熊牛原野20線東24-2

現況地目 畑

面積 23,299㎡他26筆、合計面積は308,727.85㎡。

価格 11,414,000円。

一時貸付予定者 ●●●●さん。

続いて

土地の所在 字熊牛原野23線東34

現況地目 畑

面積 48,975㎡他1筆、合計面積は99,385㎡。

価格 5,697,000円。

一時貸付予定者 ●●●●さん。

なお番号3につきましてはあっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤 徳市君) 10番・渡邊君。
- ○10番(渡邊 裕義君) 10番・渡邊。

報告第52号番号3について報告致します。

令和4年4月26日に、あっせん委員の指名があり、令和4年4月27日に笛木委員、嶋中委員、 と私。事務局より大河原主任で、現地調査を行い、価格の決定を致しました。令和4年5月10に 磯分内酪農センターにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を、●●●●さん、●●● ●さんに決定致しましたが、譲受人より農地保有合理化事業実施の要望がありましたので、公益法 人北海道農業公社において買受けをするということになりました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤 徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第52号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎議案第140号

○会長(佐藤徳市君) 日程第5。議案第140号、現況証明願について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第140号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況 証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり3件となっております。

番号1。

土地の所在、字虹別原野60線85-1。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状况、雑種地。

面積 10,312㎡他1筆 合計面積は11,863㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、平山委員。

調查年月日、令和4年6月13日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 4番·笛木君。
- ○4番(笛木眞一君) 4番・笛木です。

議案第140号、番号1について報告致します。

6月13日に佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員と私、事務局より大河原主任で現地調査をして まいりました。

配布資料の1ページから2ページをご覧下さい。

当該地の現況は雑種地となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。 これより本件については採決致します。 原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

土地の所在、字中チャンベツ232-3。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

面積 5,314㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、津野委員、佐瀨委員、甲斐委員、小野寺委員。

調查年月日、令和4年6月13日。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 12番·甲斐君。
- ○12番(甲斐やす子君) 12番・甲斐です。

議案第140号、番号2について報告致します。

6月13日に津野委員、佐瀬委員、小野寺委員と私、事務局より小幡係長で現地調査をしてまいりました。

配布資料の3ページから4ページをご覧下さい。

当該地の現況は雑種地となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。 以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。 以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、12番・ 甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

土地の所在、字阿歴内原野北1線201-3。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積 14,929㎡他1筆 合計面積は24,395㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、津野委員、佐瀨委員、甲斐委員、小野寺委員。

調查年月日、令和4年6月13日。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 6番·津野君。
- ○6番(津野 斉君) 6番・津野です。

議案第140号、番号3について報告致します。

6月13日に佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員と私、事務局より小幡係長で現地調査をしてまいりました。

配布資料の5ページから6ページをご覧下さい。

当該地の現況は原野となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、6番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第140号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第141号

○会長(佐藤徳市君) 日程第6。議案第141号、農業振興地域整備計画の変更について、内容 3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君)はい。

議案第141号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に 基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字チャンベツ原野44番地1。

現況地目、原野。

面積、3,481㎡。

事業主体、●●●●。

土地所有者は、●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 12番·甲斐君。
- ○12番(甲斐やす子君) 12番・甲斐です。

議案第141号、番号1について報告を致します。

4月12日に津野委員、佐瀨委員、小野寺委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行って まいりました。

申請地は参考資料の7ページから8ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思います。 この案件は、標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性 が生じたため、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

除外後は土地所有者から植林をしたいとの確認をとっております。

土地の表示及び状況、除外面積は記載のとおり確認しております。現地調査の結果、周辺農用地 等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲 斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君)はい。

番号2。

区分、用途区分変更。

地番、字オソツベツ357番地1。

現況地目、畑。

面積、62,124㎡の内5,868.15㎡。

事業計画の名称、育成舎、パドック、堆肥盤、エプロン整備事業。

事業主体、●●●● ●●●●さん。

事業開始は、変更後。

事業の規模等、育成舎 719.82㎡、パドックA669.6㎡、パドックB669.6㎡、堆肥盤129㎡、エプロン25.8㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものである。

他法令の許認可の見通し、農地法4条申請中

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、髙橋委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 3番・髙橋君。
- ○3番(髙橋 政寿君) 3番・髙橋です。

議案第141号、番号2について報告を致します。

6月13日に舟山委員、澁谷委員、高松委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の9ページから14ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思います。

この案件は、下沼幌で営農する●●● さんが、育成舎建設を目的として、農振農用地区域内の 農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められた ものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・髙橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君)はい。

番号3。

区分、用途区分変更。

地番、字上オソツベツ原野7線13番地1。

現況地目、畑。

面積、16,647㎡の内4,181.57㎡他1筆

合計面積17,851.57㎡。

事業計画の名称、搾乳牛舎、シートラグーン、ロール置場整備事業。

事業主体、●●●● ●●●●さん。

事業開始は、変更後。

事業の規模等、乾乳牛舎 5,423.327㎡、シートラグーン、1,804㎡、ロール置場6,299.15㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものである。

他法令の許認可の見通し、農地法4条申請中

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 9番·澁谷君。
- ○9番(澁谷 洋君) 9番・澁谷です。

議案第141号、番号3について報告を致します。

6月13日に舟山委員、髙橋委員、髙松委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の15ページから23ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思います。

この案件は、上オソで営農する●●●●さんが、搾乳牛舎建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第141号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第142号

○会長(佐藤徳市君) 日程第7。議案第142号、農地法第3条の規定による許可申請について 内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第142号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野北5線128-1。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、37,090 ㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で381,707円。

譲受人世带員3名。

農地は555,507㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、佐瀬委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 7番·佐瀨君。
- ○7番(佐瀬 日出夫君) 7番・佐瀬です。

議案第142号、番号1について報告致します。

6月16日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

この売買契約については、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ さんは相手方要望により農地を譲り渡し、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

譲渡人、●●●● ●●●●さん。

譲受人、●●●● ●●●●。

土地の所在、字クチョロ原野357-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、137,575㎡外4筆、合計面積は266,712㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で7,952,000円。

譲受人世帯員5名。

農地、2,286,625㎡うち借入地1,894,470㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 9番・澁谷君。
- ○9番(澁谷 洋君) 9番・澁谷です。

議案第142号、番号2について報告致します。

6月13日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ さんは相手方要望により農地を譲渡し、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可につ

いては問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第142号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第143号

○会長(佐藤徳市君) 日程第8。議案第143号、農地法第4条の規定による許可申請について、 内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第143号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件であります。

番号1。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ357-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,868.15㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、育成舎・パドック・堆肥盤・エプロン施設設備事業のため。

転用計画内容は、期間、許可日の日から永久。

育成舎 719.82㎡、パドック 1,339.2㎡、堆肥盤 129㎡、エプロン 25.8㎡、作業スペース 3,654,33㎡。

調査委員については、舟山委員、髙橋委員、澁谷委員、髙松委員。

調査結果につきましては髙橋委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 3番・髙橋君。
- ○3番(髙橋 政寿君) 3番・髙橋です。

議案第143号、番号1について報告致します。

6月13日に舟山委員、澁谷委員、高松委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の9ページから14ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は下沼幌で営農する●●●●さんで、育成舎建設のため農地の永久転用を申請するものです。

詳細については、記載のとおりと確認しており、実効性、信用力については転用に係る行為を遂 行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められず、今後も営農を続けるうえで必要なものである事から、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・髙橋 君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野7線13-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,181.57㎡他2筆、合計面積は19,900.67㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、搾乳牛舎・シートラグーン・ロール置場整備事業のため。

転用計画内容は、期間、許可日の日から永久。

搾乳牛舎 5,423.32㎡、ラグーン 1,804㎡、ロール置場 6,299.15㎡、作業スペース6,374,2㎡。 調査委員については、舟山委員、髙橋委員、澁谷委員、高松委員。

調査結果につきましては澁谷委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 9番・澁谷君。
- ○9番(澁谷 洋君) 9番・澁谷です。

議案第143号、番号2について報告致します。

6月13日に舟山委員、髙橋委員、髙松委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の15ページから23ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は上オソで営農する●●●●さんで、搾乳牛舎建設のため農地の永久転用を申請するものです。

詳細については、記載のとおりと確認しており、実効性、信用力については転用に係る行為を遂 行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められず、今後も営農を続けるうえで必要なものである事から、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第143号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第144号

○会長(佐藤徳市君) 日程第9。議案第144号、農用地の買入協議に係る要請について、内容 3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第144号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、 所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人 北海道農業公社に よる買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議 の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり3件であります。

番号1。

利用調整申出者、●●●● ●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和3年12月10日。

土地の所在、字虹別原野27-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積48,889㎡外17筆、合計面積は501,533.28㎡。

虹別原野59線114-14につきましては、現況地目が農地ではないことから、買入の協議対象とはしませんが、保有合理化事業による買入をするので記載されているものでございます。

番号2。

利用調整申出者、●●●● ●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和4年3月4日。

土地の所在、字西標茶151-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積52,498㎡外15筆、合計面積は462,007㎡。

番号3。

申出を受けた年月日、令和4年4月15日。

土地の所在、字熊牛原野20線東24-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積23,299㎡外28筆、合計面積は408,112.85㎡。

以上です。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1から番号3まで内容3件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで、内容3件については原案可決されました。

以上をもって、議案第144号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第145号

○会長(佐藤徳市君) 日程第10。議案第145号、農用地利用集積計画の作成の要請について、 内容8件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

議案第145号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり8件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●● さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字上多和93-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、79,549㎡他4筆、合計面積は174,024㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和4年6月30日から令和14年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和4年6月30日。

金額、年間278,000円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2及につきましては、利用権設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字上多和26-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、29,601㎡他19筆、合計面積は516,605㎡。

金額、年間986,000円となっております。

なお、番号1から番号2につきましては平山委員に調査を依頼しておりましたが、本日欠席して おりますので、届いております調査報告書をもとに、事務局より代理報告させていただきます。

議案第145号、番号1から番号2について報告致します。

事務局より調査依頼があり、6月13日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc さんは、相手方の要望により農地を貸付け、借主の \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc さん、 \bigcirc \bigcirc \bigcirc さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

以上で平山委員の代理報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平

山君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ110-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、96,991㎡ほか5筆。

合計面積は、445,145㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年6月30日から令和14年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和4年6月30日。

金額、年間1,080,000円。

支払方法、毎年10月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号3につきましては高松委員に調査を依頼しておりましたが、本日欠席しておりますので、届いております調査報告書をもとに、事務局より代理報告させていただきます。

議案第145号、番号3について報告致します。

事務局より調査依頼があり、6月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

以上で高松委員の代理報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高 松君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。 これより本件については採決致します。 原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。 事務局より内容説明させます。 振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字クチョロ原野北15線西10。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、49,487㎡。

利用権設定等の種類、賃貸借の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年6月30日から令和9年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和4年6月30日。

金額、年間84,120円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号4につきましては澁谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

- ○会長(佐藤德市君) 9番·澁谷君。
- ○9番(澁谷 洋君) 9番・澁谷です。

議案第145号、番号4について報告致します。

6月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格で あると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・澁谷、君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4ついては原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野南6線155-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、49,502㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年6月30日から令和9年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和4年6月30日。

金額、年間125,000円。

支払方法、毎年10月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号5につきましては佐瀬委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

- ○会長(佐藤德市君) 7番·佐瀨君。
- ○7番(佐瀬 日出夫君) 7番・佐瀬です。

議案第145号、番号5について報告致します。

事務局より調査依頼があり、6月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

(●●●●君復席)

お諮り致します。

番号6から番号7まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6から番号7まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ212-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、257㎡他3筆、合計面積は62,423㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和4年6月30日から令和7年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和4年6月30日。

金額、年間192,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号7につきましては、利用権設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号6と同じでありますので、 説明を省略させていただきます。

番号7。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ247-6。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、64,611㎡。

金額、年間201,300円となっております。

なお、番号6及び番号7につきましては佐瀬委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

- ○会長(佐藤德市君) 9番·澁谷君。
- ○9番(澁谷 洋君) 9番・澁谷です。

議案第145号、番号6から番号7について報告致します。

事務局より調査依頼があり、6月13日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格で あると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6から番号7まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野基線37-1。

地目、登記簿、牧場 現況、畑。

面積、58,337㎡外65筆、合計面積994,810㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和4年6月30日から令和9年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和4年6月30日。

金額、無償となっております。

なお、番号4につきましては、甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 12番・甲斐君。
- ○12番(甲斐やす子君) 12番・甲斐です。

議案第145号、番号8について報告致します。

事務局より調査依頼があり、6月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲 斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

以上をもって、議案145号、内容8件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

〇会長(佐藤 徳市君) これをもちまして、第25回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第25回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前10時59分閉会)